

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(V-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標V-2-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標2:雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>職業安定局 雇用開発企画課 雇用保険課 地域雇用対策課 労働移動支援室 建設・港湾対策室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>雇用開発企画課長 宮原 真太郎 雇用保険課長 長良 健二 地域雇用対策課長 竹内 聡 労働移動支援室長 小林 学 建設・港湾対策室長 福岡 洋志</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○ 少子高齢化が進み、人口減少局面に入っている我が国の経済社会情勢の中、人手不足の問題が顕在化するとともに、地域における安定した雇用の創出等が課題となっている。これらの問題に対して、①地域、②中小企業、③産業というそれぞれの観点から、施策を実施している。</p> <p>①地方創生に向けた地域雇用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な雇用失業情勢は新型コロナウイルス感染症の影響により厳しさがみられる状況であり、また、ミスマッチの問題や地方特有の課題など、地域ごとに産業構造、人口構成、社会情勢等は異なっていることから、地域の実情に応じた雇用対策に取り組む必要がある。</li> <li>また、政府が人口減少や地域経済の縮小といった課題を克服するために取り組む地方創生の観点から、地域に魅力のある仕事をつくとともに、そこに必要な人材の育成や大都市圏からの人材還流等を推進することが重要となる。</li> </ul> <p>②雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な雇用情勢の改善や景気の好転に伴い、雇用創出の中核的な担い手である中小企業等では、採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の課題を抱えており、人材不足が顕著となっている。この解消のためには、現在就業している従業員の職場定着を高めるなど、雇用管理改善の取組みを通じた、「魅力ある職場づくり」を推進する必要がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>このため、事業主が就業規則や労働協約の変更による雇用管理制度の導入を通じて従業員の離職率を低下させた場合や、事業主が生産性向上に資する人事評価制度を整備して生産性の向上、賃金アップ及び離職率低下を実現した場合等について、雇用関係助成金(※1)により支援している。 ※1 雇用保険二事業に係る保険料を原資として事業主に支給されるもの。</li> </ul> <p>③労働移動支援施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人生100年時代に向けて、高齢者、女性、不安定就労者等も含めた様々な立場の方が、個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、労働移動の円滑化を図るため、「年齢にかかわらず転職・再就職者の受入れ促進のための指針」の策定や、「中途採用・経験者採用協議会」の開催を通じた中途採用に積極的な企業の好事例の共有、転職・再就職支援のための助成金の支給等を進めている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、成長戦略実行計画(令和元年6月21日閣議決定)において、中途採用・経験者採用を促進していく観点から、個々の大企業に対して、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めていくこととしている。</li> </ul> <p>○ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用調整助成金の抜本的拡充</li> <li>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(※2)の創設 ※2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により支援金を支給する。</li> </ul> <p>【根拠法令】 地域活性化雇用創造プロジェクト・・・雇用保険法第62条第1項第6号及び同法第63条第1項第8号並びに雇用保険法施行規則第140条の3 人材確保等支援助成金・・・雇用保険法第62条第1項第6号並びに雇用保険法施行規則第115条第2号及び第3号並びに118条並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第7条第1項 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項 労働移動支援助成金(再就職支援コース)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5</p>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>地域における人口流出や少子高齢化といった課題に対し、地方創生の観点から、地域に魅力のある仕事をつくとともに、そこに必要な人材の育成等を推進する必要がある。</p>			
<p>2</p>	<p>全国的な雇用情勢の改善等に伴い、中小企業等では人材不足が課題となっており、中小企業等における「魅力ある職場づくり」を推進する必要がある。</p>				
<p>3</p>	<p>社会経済情勢により需要が増加している建設・介護分野等では人材不足が深刻化しており、各産業の特性に応じて、人材確保対策を総合的に推進する必要がある。</p>				
<p>4</p>	<p>産業構造の変化等に伴い、人材を必要とする成長産業等への人材移動が可能な労働市場を実現するとともに、景気変動等の影響による労働者の失業を予防する必要がある。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>目標1</p>	<p>地方公共団体による産業政策と一体となった雇用創出の取組を支援する等により、地域における安定した雇用の創出等を進める。</p>	<p>地域に魅力ある仕事をつくとともに、そこに必要な人材の育成等を進めていくためには、各地域の創意工夫を活かした取組等を支援することが必要となるため。</p>		
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>目標2</p>	<p>中小企業事業主等を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を促進させ、人材不足の解消を図る。</p>	<p>中小企業等における人材不足を解決するためには、中小企業等における雇用管理改善の取組みを通じて「魅力ある職場づくり」を創出し、現在就業している従業員の職場定着を高める必要があるため。</p>		
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>目標3</p>	<p>人材不足分野の事業主を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を高めるとともに、人材の確保を進める。</p>	<p>人材不足分野において職場定着を高め、効果的に人材確保対策を実施するためには、事業主等を対象とした雇用管理改善等の魅力ある職場づくりの取組支援が必要であるため。</p>		
<p>目標4 (課題4)</p>	<p>目標4</p>	<p>労働者の転職・再就職支援、出向・移籍支援の強化等により、事業規模の縮小等の際の離職を余儀なくされる方を含めた労働者の転職・再就職を援助・促進するほか休業等による雇用維持を支援する。</p>	<p>成長分野等への人材移動を進めるためには、離職を余儀なくされる方を含めた労働者の転職・再就職支援や出向・移籍支援に取り組む必要があるため。 また、景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の労働者の失業を防止する必要があるため。</p>		

達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
①	地域活性化雇用創造プロジェクト事業を利用した求職者の正社員就職件数及び事業を利用した事業所における正社員雇入れ数(アウトカム)	-	-	5,351人	令和2年度	1,982人	3,257人	4,477人	5,351人	-	【測定指標の選定理由】 都道府県が中心となって、産業政策と一体的に正社員雇用を創出・確保する取組を支援する本事業は、地域における安定した雇用の創出・確保の推進に資するため、当該事業における正社員就職件数等を指標として設定した。  【目標値の設定の根拠】 各地域の事業実施による正社員雇入れ数は、地域の雇用情勢や産業施策との一体性、費用対効果等を勘案し事業実施地域が提案したものを、外部の有識者で構成される評価・選定委員会において妥当性を判断した上で設定している。このようにして設定した各地域の目標数の合計値を測定指標とした。
達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度								
(1)	沖縄離職者雇用対策費(昭和47年度)	0.02億円(0.01億円)	0.02億円(0.01億円)	0.02億円	-	沖縄県内における若年者の雇用失業情勢の改善を図るため、高校生等を対象とした合同就職面接会、県外就職情報の提供等の実施、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。沖縄離職者雇用対策を実施することにより、沖縄県外への就職希望者や高校生等の就職の促進がなされるとともに、沖縄失業者求職手帳所持者の再就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					536
(2)	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)(平成25年度)	36.2億円(29.5億円)	30.0億円(27.1億円)	24.7億円	-	同意雇用開発促進地域(※1)及びその他の雇用開発が必要な地域(※2)内で事業所の設置・整備を行い、当該地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して助成(1年ごとに3回の支給)。地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)により、雇用開発促進地域内等で事業所の設置又は整備を行う事業主による地域求職者等の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 ※1 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域であって都道府県が策定する「地域雇用開発計画」に定められた地域(厚生労働大臣の同意が必要) ※2 人口の減少又は地理的条件により事業所の設置・整備が特に困難であるため雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であって厚生労働大臣が指定する地域(過疎等雇用改善地域)並びに特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島(特定有人国境離島地域等)。					539
(3)	地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)(平成19年度)	2.1億円(1.0億円)	2.0億円(0.14億円)	1.2億円	-	沖縄県において、300万円以上の事業所の設置・整備を行い、県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、当該雇用した者に支払った賃金に相当する額の一定割合を1年間(雇い入れた求職者の定着が特に優良であるなどの場合は、2年間)助成する(6ヶ月ごとに支給)。また、若年求職者に加え沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた中小企業の事業主については、当該新規学卒者に支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する。 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)により、沖縄県内に事業所を設置又は整備した事業主による沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					540
(4)	通年雇用助成金(昭和43年度)	59.2億円(55.1億円)	58.3億円(48.9億円)	58.2億円	-	北海道、東北地方等の気象条件の厳しい積雪寒冷地(13道県)において、季節的業務に従事する労働者を通年雇用した事業主に対して、対象期間(12月16日～3月15日)に支払った賃金を3年間助成(助成率:1年目2/3、2年目以降1/2)するほか、その雇用する労働者について休業により一時的な雇用調整を行う場合に必要な経費の一部(休業助成)、新分野に進出するための施設整備に要した経費の一部(新分野進出助成)又は民間訓練機関等への委託による講習等を受講する上での必要な経費の一部(職業訓練助成)について助成し、季節労働者の通年雇用化を促進するものである。 通年雇用助成金により、季節的業務に就く者(季節労働者)の通年雇用が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					541
(5)	沖縄早期離職者定着支援事業(平成20年度)	0.2億円(0.2億円)	0.2億円(0.1億円)	0.2億円	-	沖縄県内で特に若年者の離職率が高く、職場定着に課題を有する業種の業界団体等を対象に、若年者の職場定着に有効な仕組み(業界内の資格制度やメンター制度、人事評価制度等)の導入、定着させることを内容とするセミナーやコンサルティング等のサポート業務を、ノウハウを有する民間企業に委託する。 沖縄早期離職者定着支援事業の実施により、沖縄県内の若年者の職場定着が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					543
(6)	地域雇用活性化推進事業(令和元年度)	-	5.2億円(2.2億円)	10.3億円	-	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。 地域雇用活性化推進事業により、当該地域の取組を支援することで、「魅力的な雇用」や「それを担う人材」の確保が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					562

(7)	季節労働者通年雇用促進等事業費 (平成19年度)	8.9億円 (8.3億円)	9.0億円 (7.0億円)	8.9億円	—	<p>季節労働者の通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策の計画の中から、通年雇用の効果が高いものを選定し、当該協議会に事業を委託するほか、季節労働者に対し、ハローワークが提供し得る多様な手段を総合的に活用しながら、担当者制による個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した就労支援を行う。</p> <p>季節労働者通年雇用促進等事業により、季節労働者の通年雇用化が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	545
(8)	地方就職希望者活性化事業費 (平成21年度)	5.5億円 (5.0億円)	5.8億円 (5.3億円)	6.3億円	—	<p>地方就職を就職活動の選択肢のひとつとして普及させるとともに、地方就職を希望する者を支援するため、以下の事業を実施する。</p> <p>①東京圏・大阪圏の若年者等に対して、地方就職に役立つ情報等の提供、セミナー等の実施により、潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、動機付けを行った上で、ハローワークへ誘導する。</p> <p>②飯田橋・難波のハローワーク等に地方就職支援コーナーを設置するとともに、都市部のハローワーク等に職業相談員等を配置し、地方就職希望者へのきめ細かな支援を行う。また都市部・地方の労働局が連携し、都市部において合同就職面接会を開催する等、ハローワークの全国ネットワークを活用した地方就職の実現を図る。</p> <p>地方就職希望者活性化事業を実施することにより、地方就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	546
(9)	地域活性化雇用創造プロジェクト (平成28年度)	53.2億円 (37.2億円)	58.8億円 (46.8億円)	52.6億円	1	<p>①地域活性化雇用創造プロジェクト 各都道府県の提案する産業政策と一体となって雇用を創出・確保する取組について、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創出・確保効果が高い事業を選定し、その費用について補助を行う(実施期間最大3年間、補助率8割)。事業を選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施する。</p> <p>②地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業 地域活性化雇用創造プロジェクトに参加し、融資期間内に一定数以上雇用を増加することを目的とした事業を実施する企業に対し、金融機関に当該融資に係る利子補給(支給期間最大5年間、支給率最大1.0%)を行う。</p> <p>地域活性化雇用創造プロジェクト等により、都道府県において、雇用創出・確保効果が高い事業を支援することで、安定的な正社員雇用の創出・確保が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	559
(10)	福島避難者帰還等就職支援事業 (平成25年度)	3.9億円 (3.6億円)	4.2億円 (4.0億円)	4.3億円	—	<p>福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第78条、第90条及び91条の規定により、福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者(その避難している地域に住所を移転した者を含む。)の避難先での就職支援等を行うとともに、福島への帰還・就職が円滑に進むよう、就職支援体制の整備を図るための事業。</p> <p>本事業は、避難解除区域等に帰還を希望する者等の雇用の安定に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会に委託して、各種相談、就職支援セミナー等を実施する福島雇用促進支援事業のほか、大都市圏(東京、大阪)及び避難者が多い地域(宮城、山形、埼玉、新潟)に、福島県出身者による職業生活を送る上で生ずる諸問題についての相談・助言を行うための福島就職支援コーナーを設置する福島帰還希望者就職支援事業、さらに協議会や福島就職支援コーナーと連携し、福島県内の雇用創出の取組みを総合的に支援する就職支援コーディネーターを福島労働局に配置する福島雇用創出総合支援事業を行うことにより、原子力災害の影響により避難している者等の福島への帰還・就職が進むよう、きめ細かな支援を行う。</p> <p>また、避難先及び避難元(帰還地域)のハローワークにおいて、職業相談員を配置し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施するとともに、子育て中の求職者に対して、個々の希望に応じた就職を支援するため、福島県内の避難先に設置されているマザーズハローワーク事業の運営体制を強化する福島避難者等就職支援事業を実施する。</p> <p>これらの事業により、福島への帰還・就職が図られ、原子力災害の影響により避難している者等の就職の促進、雇用の安定が図られていること等から、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	558

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度		年度ごとの実績値					
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
<p>人材確保等支援助成金に係る</p> <p>①中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率</p> <p>②雇用管理制度助成コースの支給を受けた事業主の事業所における支給後6か月後の労働者の定着率</p> <p>③介護福祉機器助成コースの支給を受けた事業主の事業所における支給後6か月後の定着率が前年同期に比べ改善した事業所の割合</p> <p>④介護・保育労働者雇用管理制度助成コースの制度整備助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6か月後の定着率が前年同期に比べ改善した事業所の割合</p> <p>⑤人事評価改善等助成コースの制度整備助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6か月後の労働者の定着率が前年同期に比べ改善した事業所の割合</p> <p>⑥設備改善等助成コースの計画達成助成(1年目)の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率</p> <p>⑦働き方改革支援コースの計画達成助成の支給を受けた事業主の事業所において、働き方に関する指標が改善された(時間外労働の削減や所定労働時間の短縮、総業務量の削減等)事業所の割合</p> <p>【令和元年度までの目標】</p> <p>③介護福祉機器助成コースの支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率</p> <p>④介護・保育労働者雇用管理制度助成コースの制度整備助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率</p> <p>⑤人事評価改善等助成コースの制度整備助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率</p> <p>(アウトカム)</p>	-	-	令和2年度	<p>①35.0%以上</p> <p>②87.6%以上</p> <p>③91.8%以上</p> <p>④83.5%以上(介護分)、89.4%以上(保育分)</p> <p>⑤85.0%以上</p> <p>①56.8%</p> <p>②90.3%</p> <p>③96.1%</p> <p>④92.3%(介護分)、 - (保育分)</p> <p>⑤84.6%</p>	<p>①35%以上</p> <p>②90.3%以上</p> <p>③93.9%以上</p> <p>④92.3%以上</p> <p>⑤85.0%以上</p> <p>①68.8%</p> <p>②88.3%</p> <p>③91.0%</p> <p>④86.0% (介護分) 86.0% (保育分)</p> <p>⑤89.7%</p>	<p>①35%以上</p> <p>②90.3%以上</p> <p>③93.9%以上</p> <p>④92.3%以上</p> <p>⑤85.0%以上</p> <p>⑥85.1%以上</p> <p>⑦90%以上</p> <p>①77.1%</p> <p>②93.3%</p> <p>③92.2%</p> <p>④86.9% (介護分) 86.7% (保育分)</p> <p>⑤87.9%</p> <p>⑥確認不可(実績なし)</p>	-	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>施策目標の達成手段である人材確保等支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。</p> <p>【目標値の設定の根拠】</p> <p>①本助成金(中小企業団体助成コース)の活用により、構成中小企業者の労働環境の向上が図られ、人材の確保が促進されていることを確認するため、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率の平均がハローワークにおける求人充足率を一定程度以上回すことを目標とした。</p> <p>②本助成金コースを活用した事業主の事業所における雇用管理の改善が図られたかを確認するため、労働者の定着率を目標とした。令和2元年度の目標値については、令和元年度実績を踏まえ、前年度と同じ値を設定した。</p> <p>③～⑤これまで助成金コースの活用により雇用管理の改善や離職率の改善が図られたかを確認するため、労働者の定着率を目標としてきたが、本来助成すべき定着率の低い事業所への支給が進んだことで労働者の定着率が低く算出されやすくなることから、助成金の趣旨を踏まえ、正しく評価できるようにするため、令和2年度は、定着率が改善した事業所の割合を目標とした。③と④は、助成金を活用して雇用管理が改善されたとしても、一定程度やむを得ない理由により離職する場合があることから、平成30年度介護労働実態調査において、「家庭の事情(介護)を理由に退職した従業員がいた」と回答した事業所が全体の25.7%あることを参考に、目標値は80%とした。⑤は離職率の改善割合を目標としている両立等支援助成金(女性活躍加速化コース)を参考に、目標値は90%以上とした。</p> <p>⑥本助成金コースを活用した事業主の事業所における雇用管理の改善が図られたかを確認するため、労働者の定着率を目標とした。令和元年度から指標とし、平成29年雇用動向調査における離職率(14.9%)を踏まえ設定した。</p> <p>⑦助成金(働き方改革支援コース)の活用により事業所における働き方改革が図られたかを確認するため、働き方改革により働き方に係る指標が改善された事業所の割合を目標とする。目標値については、アンケート調査の目標設定を参考に、90%に設定した。</p>	

達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(11)	人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース) (雇用管理制度助成コース) (介護福祉機器助成コース) (介護・保育労働者雇用管理制度助成コース) (人事評価改善等助成コース) (設備改善等支援コース) (働き方改革支援コース)	168.1億円 (55.3億円)	111.2億円 (67.0億円)	72.7億円	2	<p>(中小企業団体助成コース) 改善計画の認定を受けた中小企業団体(事業協同組合等)が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給する。</p> <p>(雇用管理制度助成コース) 事業主が、就業規則・労働協約を変更することにより以下の雇用管理制度を新たに導入・実施し、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。</p> <p>【目標達成助成】 ・計画終了1年後の離職率低下目標の達成(57万円(生産性要件を満たした場合は72万円))</p> <p>(介護福祉機器助成コース) 介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器を導入した場合及び介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。</p> <p>【機器導入助成】 ・導入費用の25%(上限150万円)</p> <p>【目標達成助成】 ・計画終了1年後の離職率低下目標の達成(導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%、上限150万円))</p> <p>(介護・保育労働者雇用管理制度助成コース) 介護・保育事業主が、賃金制度を整備した場合及びその従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。</p> <p>【制度整備助成】 ・賃金制度の整備(50万円)</p> <p>【目標達成助成】 ・計画終了1年後の離職率低下目標の達成(57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)) ・計画終了3年後の離職率低下目標の達成(85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円))</p> <p>(人事評価改善等助成コース) 生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上、賃金アップ及び離職率の低下を実現した場合に助成する。</p> <p>【制度整備助成】 ・生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備・実施した場合支給(50万円)</p> <p>【目標達成助成】 ・生産性向上・賃金アップ・従業員の離職率低下を達成した場合に支給する(80万円)</p> <p>(設備改善等支援コース) 雇用管理の改善を図る事業主が、「雇用管理改善計画」を作成し、当該計画に係る設備投資を行い、一定の雇用管理改善及び生産性の向上を達成した場合に助成金を支給する。</p> <p>A.雇用管理改善計画期間1年タイプ 【計画達成助成】 ・計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成(50万円)</p> <p>【上乗せ助成】 ・計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成(80万円)</p> <p>B.雇用管理改善計画期間3年タイプ 【計画達成助成(1回目)】 ・計画の開始から1年後に生産性向上、雇用管理改善を達成(設備投資額によって50~100万円)</p> <p>【計画達成助成(2回目)】 ・計画の開始から2年後に生産性向上、雇用管理改善を達成(設備投資額によって50~150万円)</p> <p>【目標達成助成】 ・計画の開始から3年後に生産性向上、雇用管理改善を達成(設備投資額によって80~200万円)</p> <p>(働き方改革支援コース) 働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成金を支給する。</p> <p>【計画達成助成】(※10名までの人員増を上限) ・新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成(雇い入れた労働者1人あたり60万円(短時間労働者の場合40万円))</p> <p>【目標達成助成】(※10名までの人員増を上限) ・雇用管理改善計画の開始日から3年経過する日以降に申請し、生産性要件を達成(追加的に労働者1人あたり15万円(短時間労働者の場合10万円))</p> <p>以上の助成により、中小企業等における雇用管理改善、生産性向上等が促進され、「魅力ある職場づくり」につながることで、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p>	556
(12)	人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース) (令和2年度)	-	-	-	-	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)に取り組む事業主に対し、その経費の一部を助成するものであり、本助成金を通じて外国人労働者の職場定着や雇用の促進に寄与する。	新02-52
(13)	働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業 (平成28年度)【H30年度で廃止】	0.5億円 (0.5億円)	0億円	0	-	働きやすく生産性の高い企業・職場表彰を創設し、労働生産性の向上と雇用確保・雇用環境の改善を両立させる取組事例を収集、優良な取組には厚生労働大臣賞等を交付する。また、ポータルサイトを開設し、表彰企業や他の優良な取組事例についての周知・横展開を図るとともに、雇用管理改善に関する調査データや助成金等の情報を提供することにより、事業主による「魅力ある職場づくり」の取組を推進し、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	-
(14)	船員雇用促進対策事業費補助金 (平成21年度)	0.9億円 (0.9億円)	0.9億円 (0.9億円)	0.9億円	-	<p>技能訓練事業 (公財)日本船員雇用促進センターが雇用船員に対して行う技能訓練事業に対して補助を行うもの。</p> <p>①船舶職員養成訓練 ②タンカー研修 ③無線関係養成訓練 ④免許講習</p> <p>船員の雇用の促進と安定を図る事業を行うことを目的とする(公財)日本船員雇用促進センターに対し、雇用船員の知識又は技能の習得及び向上を図るために必要な技能訓練を実施する事業に対し補助を行う。</p>	550
(15)	人材開発支援助成金 (特定訓練コース・一般訓練コース・教育訓練休暇付与コース・特別育成訓練コース) (平成13年度)	408.8億円 (352.0億円)	533.4億円 (300.2億円)	873.6億円	-	雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金等の一部を助成する。	627

(16)	企業内人材育成推進助成金 (平成27年度)	73.7億円 (9.5億円)	9.6億円 (2.9億円)	-	-	事業主が、教育訓練・職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度又は技能検定合格報奨金制度を新たに導入し、その制度を雇用する労働者に適用した場合に一定額を助成する。(経過措置)	639
(17)	人材開発支援助成金 (特定訓練コース・一般訓練コース・教育訓練休暇付与コース・特別育成訓練コース) (復興関連事業)(平成23年度)	0.5億円 (1.4億円)	1.0億円 (1.0億円)	0.7億円	-	労働者に計画的な職業訓練等の計画を実施する事業主等に対して、訓練に要した経費や訓練期間中の賃金の一部を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する人材開発支援助成金について、被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材育成のため、特例措置を実施。	636

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
③ 人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース(建設分野)」及び「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)」(※)の支給を受けた中小建設事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率(アウトカム)	-	-	96%	令和2年度	89%	95%	95%	96%	-	【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である建設事業主等に対する助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。  【目標値の設定の根拠】 本助成金により中小建設事業主の事業所における雇用の安定等が向上したことを客観的に把握する観点から、本助成金の支給を受けた中小建設事業主の事業所における支給後6ヶ月後の定着率を過去3カ年の実績の平均を踏まえ、95%以上と設定する。 (参考) 平成28年度実績:93.4%

達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(18)	建設労働者雇用安定支援事業費 (平成16年度)	1.4億円 (0.9億円)	1.3億円 (1.0億円)	1.4億円	-	人手不足分野の一つである建設業において、以下の取組を実施することにより、建設労働者の雇用環境が改善され、また若年者の入職促進が図られるので、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 ①雇用管理研修の実施 ②需給調整システムに係る講習会等の実施 ③若年者一建設業界の「つなぐ化」	547
(19)	港湾労働者就労確保支援事業費 (平成11年度)	1.0億円 (1.0億円)	1.3億円 (1.1億円)	1.5億円	-	①港湾労働者に対する各種講習 ②港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助 我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理の改善が急務になっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。	548
(20)	港湾労働者派遣事業対策費 (平成12年度)	2.4億円 (2.2億円)	2.4億円 (2.3億円)	2.5億円	-	①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等 ②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助) 港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。	549
(21)	建設事業主等に対する助成金 (平成30年度)	53.3億円 (84.2億円)	59.0億円 (57.5億円)	61.8億円	3	「若者及び女性の確保・育成」や「技能継承」のための取組事業を行う建設事業主等に対し、助成金による支援を行うことにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	555
(22)	介護労働者雇用改善援助事業等交付金事業 (平成4年度)	5.0億円 (4.7億円)	5.2億円 (4.6億円)	5.2億円	-	本事業は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第23条に基づき、指定された(公財)介護労働安定センターが雇用安定事業等関係業務(介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談援助、介護労働の実態等の把握)を実施するための費用を交付するものである。 介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	551
(23)	介護雇用管理改善等対策費 (平成23年度)	7.2億円 (4.3億円)	6.4億円 (4.0億円)	6.0億円	-	・介護事業所における雇用管理責任者に対して、介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等の雇用管理全般についての講習を実施する。 ・47都道府県において民間団体等に委託して、地域ネットワーク・コミュニティ支援による地域ぐるみでの雇用管理改善にかかる事業を実施する。 以上の事業を通じ、介護労働者の雇用管理改善が促進されることにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	553
(24)	農林漁業就職総合支援事業 (平成25年度)	7.1億 (6.2億)	7.3億円 (6.3億円)	7.4億円	-	・都道府県労働局に相談員を配置し、農林水産省等関係機関と連携しつつ、求人情報や各種関連情報の収集・管下ハローワークへの情報提供、合同就職面接会等を実施するとともに、農林漁業が盛んなハローワーク等に農林漁業就職支援コーナーを設置し、専門的な情報を提供。 ・農林業への就業・職場定着を促進するため、農業法人や林業事業体に対する雇用管理改善に関する相談・助言等を行うとともに、林業就業希望者に対し、林業就業に係る基本的知識の付与や実習を行う林業就業支援講習を実施。 本事業の実施により、農林漁業への就業を希望する者の就業と職場定着が促進され農林業等の労働力が確保されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	554

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値						
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
達成手段4		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号	
平成30年度	令和元年度	目標年度	平成29年度			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
④	労働移動支援助成金(再就職支援コース)の対象となった者のうち3か月以内で再就職を果たした者の割合(アウトカム)	-	-	63%	令和2年度	55%以上	55%以上	60%以上	63%以上	-	【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である労働移動支援助成金(再就職支援コース)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。  【目標値の設定の根拠】 労働移動支援助成金(再就職支援コース)は、再就職援助計画の対象となった者等が円滑に再就職を果たし、失業なき労働移動を実現することを目的としていることから、支給対象となる離職後6か月(45歳以上は9か月)以内の再就職を実現した者に対する3か月以内の早期就職者の割合を目標とした。令和2年度の目標値については、過去3年間(平成29～令和元年度)の平均実績(62.9%)を踏まえて設定した。 (参考)平成28年度実績:54.1%	
(25)	労働移動支援助成金(平成13年)	62.6億円 (10.8億円)	22.2億円 (8.0億円)	13.5億円	4	・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者等に委託等して行う事業主に対して助成(再就職支援コース)。 ・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成(早期雇入れ支援コース) 労働移動支援助成金により、離職を余儀なくされる労働者に対する再就職支援や受入れ企業に対する支援が実施されることで、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					538	
(26)	中途採用等支援助成金(令和元年度)	-	24.3億円 (0.2億円)	25.3億円	-	・中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の拡大または②45歳以上を初めて雇用)させた事業主に対して助成(中途採用拡大コース) ※令和元年度に「労働移動支援助成金(中途採用拡大コース)」より組み替え ・地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIJターン者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成(UIJターンコース)。 ・中高年齢者(40歳以上)が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置に対して助成(生涯現役起業支援コース) ※平成31年度に「生涯現役起業支援成金」より組み替え 中途採用等支援助成金により、転職・再就職者の採用機会の拡大、人材移動の促進及び中高年齢者等の多様な就労機会の確保が図られ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					561	
(27)	産業雇用安定センター運営費(昭和62年度)	38.1億円 (38.0億円)	38.3億円 (38.2億円)	40.6億円	-	出向等による円滑な労働移動を推進するため、以下の事業を実施。 ①出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能性等に関する情報の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等 ②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供 産業雇用安定センターの活動により出向・移籍のマッチングが円滑に行われ、失業なき労働移動が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					542	
(28)	雇用安定化支援事業(平成21年度)【H29年度で廃止】	-	-	-	-	全国の労働局、公共職業安定所に事業主支援アドバイザー、助成金支給申請相談員を配置する等、窓口体制の整備を行うことにより、助成金についての相談対応、実施計画及び支給申請の受理、支給申請に係る審査及び支給決定等の業務支援を行い、事業主等の利便性の向上及び支給の迅速化を図るもの。 雇用調整助成金等の相談、支給申請がかつてないほど急増する中、助成金支給申請窓口において、事業主を長時間待たせることがないよう、また、支給申請受付から支給決定までの処理時間の短縮を図るべく、業務処理体制を強化する。【※リーマンショック時において窓口体制の強化の観点から当事業は創設された経緯があるが、近年の雇用失業情勢の改善等を踏まえ、本事業は平成29年度限りとする。】					-	
(29)	雇用促進融資業務(昭和37年度)	0.6億円 (0.5億円)	0.6億円 (0.5億円)	0.6億円	-	中小企業における労働力の確保等を図るため、財政融資資金からの借入金を原資として、社宅や訓練施設等を整備する雇用保険の中小事業主等に対して融資を行ってきたが、平成14年度から新規貸付を廃止し、現在は債権の管理・回収及び財政融資資金への償還のみを暫定的に実施している。なお、本経費は事業実施主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する債権回収・保全等に係る費用の一部を補填するもの。					552	
(30)	雇用調整助成金(昭和56年度)	52.3億円 (20.5億円)	87.1億円 (42.9億円)	15,663億円	-	景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担相当額の一部を助成する。休業を行った事業主に対しては、休業に係る手当相当額について、助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額の助成を行う。教育訓練の場合は、教育訓練に係る賃金相当額の助成率(大企業1/2、中小企業2/3)に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円を加算する。出向については出向元事業主が負担した賃金相当額について助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額の助成を行う。 ※平成25年度より中小企業緊急雇用安定助成金と統合 景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					537	
(31)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(令和2年度)	-	-	5063.8億円	-	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する。 なお、雇用保険被保険者以外の者については一般会計、雇用保険被保険者については労働保険特別会計雇用勘定において支給する。					新02-0053	
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度			令和2年度		行政評価実施予定 時期(評価予定表)	平成30年度	
		118,788,359(81,312,274)			113,178,369(74,292,907)			2,070,932,402				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		①働き方改革実行計画 ②新しい経済政策パッケージ				①平成29年3月28日 (働き方改革実現会議決定) ②平成29年12月8日 (閣議決定)		①9.雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援 ②第3章 生産性革命 3.Society5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命				